

広島県告示第七百五十五号

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）別表第一の規定により、広島県立障害者リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	分	単 位	金 額	歯科												
				復料												
薬剤容器料	一〇〇グラム未満のもの	一個につき	五〇円													
	一〇〇グラム以上三〇〇グラム未満のもの	一個につき	七〇円													
歯科	三〇〇グラム以上のもの	一個につき	一〇〇円													
		一個につき	二八、四三〇円	インレー												
		一個につき	四一、四八〇円	複雑（金合金）												
		一個につき	七三、〇七〇円	メタルボンド冠												
		一個につき	一〇、三八〇円	ろう着料（陶材焼付用合金）												
		一個につき	四八、六三〇円	硬質レジン前装冠												
		一個につき	五七、三七〇円	小白歯（金合金）												
		一個につき	六三、八四〇円	大白歯（金合金）												
		一個につき	八三、〇二〇円	前歯（セラミック）												
		一個につき	二、〇七〇円	暫間被覆冠												
		一個につき	三七、五〇〇円	保障装置（クラウンループ）												
		一個につき	二六八、八八〇円	金合金			全部床									
		一個につき	一七二、一三〇円	特殊合	金	九〜一四	歯欠損床									
		一個につき	二三八、四一〇円	金合金	金	五〜八歯	欠損床									
		一個につき	一五二、六七〇円	特殊合	金	一〜四歯	欠損床									
		一個につき	一一一、〇〇〇円	金合金	金											
		一個につき	一二五、二五〇円	特殊合	金											
一個につき	一六一、六一〇円	金合金	金													
一個につき	一〇五、三五〇円	特殊合	金													
一個につき	五三、三三〇円	磁性アタッチメント														
一個につき	一八、七〇〇円	リングアタッチメント														
一個につき	一七、九七〇円	マウスガード（マウスプロテクター）														
その他																

		X線フィルムコピー	
記憶媒体CD	記憶媒体DVD	CT、MRI	六ツ切り
			四ツ切り
			大四ツ切り
			大角
			半切り
			フッ素塗布
			簡易型マウスガード
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
一回につき			
一個につき			
一、一八〇円	一、一九〇円	一、〇四〇円	五二〇円
			六三〇円
			七四〇円
			八四〇円
			九四〇円
			二、一五〇円
			四、二五〇円